

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>Ⅱ 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p><u>Ⅱ－１－８ 電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>(１) 電子政府の総合窓口</u> <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u> <u>ただし、不祥事件等届出書については、各行が e-Gov での対応が可能となるまでの暫定的な措置として、金融庁が運用する金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）により受け付けることも可とする。</u></p> <p><u>(２) 金融庁業務支援統合システム</u> <u>業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p>